

厚生労働省告示第 号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	附則 平成三十三年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十二第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十二第一項第二号から第四号まで」とする。
改正前	附則 平成三十年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十二第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十二第一項第二号から第四号まで」とする。